

金属アーケ溶接等作業
(金属アーケ溶接する
作業、アーケを用いて金
属を溶断し、またはガウ

◆ 金属アーケ溶接等作業
【溶接ヒューム】
管理の要点】

「溶接ヒューム」が特定化学物質に追加されました

— 金属アーケ溶接等作業を行っている事業場では管理の内容が変わります —

作業環境測定士 豊田 豪 (株)アイエンス

今回「溶接ヒューム」について神経障害等の健康被害を及ぼす恐れがあることが明らかになつたため、特定化学物質として規制対象となり、あわせて関係政省令等も改正され、令和3年4月1日から施行・運用されます。

ジングする作業、その他溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業) 時に発生する「溶接ヒューム」はこれまで粉じん障害防止規則やじん肺法において、呼吸用保護具の使用やじん肺健康診断の実施が義務付けられています。

◆ 金属アーケ溶接等作業を現に継続して行う屋内にて溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施または、同等以上の措置(ブッシュ型換気装置、局所排気装置等)が必要となりました。

◆ 金属アーケ溶接等作業を行なう屋内作業場は、床などを簡単に掃除できる構造にして毎日1回以上の掃除を行う必要があります。

◆ 金属アーケ溶接等作業に従事する労働者について、雇い入れや配置転換時及びその後6カ月ごとに1回の特殊健診を実施する必要があります。

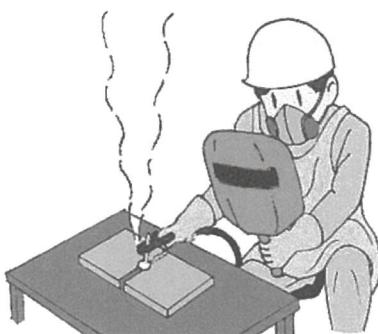
※ 作業環境測定士は一定の化学物質等を取り扱う作業場所についてその空気環境がそこで働く労働者の健康に問題がない状態であるか否かを判定するために、国家資格である作業環境測定士が作業環境測定を行なうことが法令により規定している。(公社)日本作業環境測定協会ホームページ参照)

を行なう屋内作業場については溶接ヒュームを減少させることとされています。また、上記溶接ヒュームには、上記溶接ヒューム測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を選定し、使用されることとされています。これについては令和4年4月1日より行なう必要があります。

※ 上記による保護具の選定までの間は粉じん則により決められた有効な保護具を使用してください。

◆ 金属アーケ溶接等作業を行なう屋内作業場は、床などを簡単に掃除できる構造にして毎日1回以上の掃除を行う必要があります。

※ 作業環境測定士は一定の化学物質等を取り扱う作業場所についてその空気環境がそこで働く労働者の健康に問題がない状態であるか否かを判定するために、国家資格である作業環境測定士が作業環境測定を行なうことが法令により規定している。(公社)日本作業環境測定協会ホームページ参照)



(厚生労働省発行リーフレットより)

以上が要点になりますが、他にも必要な措置がありますので、アーケ溶接作業を行なっている事業者は厚生労働省のホームページ等で詳細を把握することをおすすめします。

（株）アイエンス＝当協会会員事業場）

び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了している者から選任を行うこととされています。令和4年3月31日までに行なう必要があります。